

議案第 83 号

鎌倉市情報公開条例及び鎌倉市個人情報保護条例
の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市情報公開条例及び鎌倉市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年 2 月17日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市土地開発公社を鎌倉市情報公開条例及び鎌倉市個人情報保護条例の実施機関に位置付け、鎌倉市と同様の情報公開及び個人情報の取扱いを義務付けようとするものである。

鎌倉市情報公開条例及び鎌倉市個人情報保護条例の一部を改正
する条例

(情報公開条例の一部改正)

第1条 鎌倉市情報公開条例（平成13年9月条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び固定資産評価審査委員会」を「、固定資産評価審査委員会及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立した鎌倉市土地開発公社（以下「土地開発公社」という。）」に改め、同条第2号中「地方公務員及び」を「地方公務員、」に改め、「監督権限を有する者」の次に「並びに土地開発公社の役員及び職員」を加える。

第6条第1号ウ中「地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」の次に「及び土地開発公社」を加え、同条第2号中「及び地方独立行政法人」を「、地方独立行政法人及び土地開発公社」に改め、同条第4号イ中「若しくは地方独立行政法人」を「、地方独立行政法人若しくは土地開発公社」に改める。

第13条第1項中「地方独立行政法人」の次に「、土地開発公社」を加える。

第30条第1項中「行う法人」の次に「（土地開発公社を除く。）」を加え、同条第2項中「実施機関」の次に「（土地開発公社を除く。）」を加える。

(個人情報保護条例の一部改正)

第2条 鎌倉市個人情報保護条例（平成5年10月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び固定資産評価審査委員会」を「、固定資産評価審査委員会及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立した鎌倉市土地開発公社（以下「土地開発公社」という。）」に改め、同条第5号中「地方公務員及び」を「地方公務員、」に改め、「監督権限を有する者」の次に「並びに土地開発公社の役員及び職員」を加える。

第16条中「行う法人」の次に「（土地開発公社を除く。）」を加える。

第19条第1項第3号中「及び地方独立行政法人」を「、地方独立行政法人及び土地開発公社」に改め、同項第6号イ中「若しくは地方独立行政法人」を「、地方独立行政法人若しくは土地開発公社」に改める。

第26条第1項中「地方独立行政法人」の次に「、土地開発公社」を加える。

付 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。